

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成5年9月21日にC社に入社した以降、途中で社名が変わった記憶はあるが、退職するまで継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の承継会社であるD社の回答及び同社の総務担当者の証言内容から、申立人が平成8年6月30日までA社B営業所に継続して勤務し（同年7月1日にE社に移籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る平成8年5月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社の事業主は納付したと主張するが、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が平成8年6月30日となっていることが確認できることから、A社B営業所の事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当

時)は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、同社B営業所の事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月9日から35年4月1日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和36年2月23日に支給決定されたことになっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、女性脱退手当金受給資格者11人について調査したところ、支給記録がある被保険者は2人であることが確認できることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている2回の被保険者期間のうち、申立期間のみについて請求し、当該未請求となっている2年2か月の被保険者期間についての請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成19年12月10日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所から支給された申立期間①及び②の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①及び②に係る賞与支給明細書を所持しているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持している賞与支給明細書から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①に係る賞与については、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答している上、A事業所が保管する申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、事業主は、申立人の申立期間①の賞与額を37万451円として届け出たことが確認できることから、事業主は、実際の賞与額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が所持している賞与支給明細書により、申立人がオンライン記録を超える賞与の支払を受けていたことは確認できるが、事業主が源泉控除した厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できることから、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 26 日から 4 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間において、A社に勤務し、業務に従事した。

当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 9 月 26 日から 4 年 1 月 13 日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務実態、給与からの保険料控除、申立期間に係る届出及び申立期間に係る保険料の納付については、いずれも不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、平成 4 年 10 月 9 日にA社で厚生年金保険に加入したことが、オンライン記録により確認できる元従業員は、「平成 2 年 10 月から同社に勤務していたが、勤務期間の途中で社会保険に加入させてほしいと会社に希望した記憶がある。」と証言している上、申立期間中及び申立期間前後に同社で被保険者資格を取得したほかの元従業員のうちの複数名は、当該資格取得日の 3 か月から 17 か月前には入社していたと主張していることから、同社では、従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 5 日から 33 年 2 月 28 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各50番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者28人（申立人を除く。）について調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録があることが確認でき、このうちの15人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことがオンライン記録から確認できる上、連絡先が判明した6人のうちの5人は、「当時は会社が勝手に脱退手当金の手続をしていたと思う。」旨証言していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、通算年金制度創設前の昭和33年5月19日に支給決定されており、申立期間に係る事業所を退職後、47年3月23日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月17日から38年4月28日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市が保管する「国民年金保険料納付記録及び通算対象期間の記録」において、申立人は、昭和41年11月頃、35年10月1日まで遡って国民年金に加入し、49年11月6日に、申立期間と重複する36年4月から38年3月までの期間の保険料を特例納付したことが確認できることから、当該特例納付時点で、申立人が申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和38年12月5日に支給決定されているところ、オンライン記録から、A社における被保険者のうち、36年から39年までの間に脱退手当金の支給記録がある被保険者は15人（申立人を除く。）であることが確認できるが、当該15人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、連絡先が判明した8人のうち5人は、「脱退手当金を受け

取った。」と証言しており、このうちの2人は、「退職するときに事務担当者から『あなたの厚生年金保険は清算します。』と言われた。」旨証言していることから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 3 日から 39 年 5 月 30 日まで
② 昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 5 日から 43 年 1 月 26 日まで

年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 7 月 19 日に支給決定されている上、申立期間②の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立期間③の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にはいずれも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金が支給された記録がある 3 人のうちの 2 人は、「会社が脱退手当金の請求手続を行った。」と証言していることから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 10 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 9 月 15 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

また、当該名簿に記載されている全ての女性脱退手当金受給資格者5人について調査したところ、3人に脱退手当金の支給記録があり、その3人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことが確認できることから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われた可能性がある。

さらに、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、昭和44年4月1日まで加入しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月16日から22年12月17日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給額の根拠となった当時の厚生年金保険法の該当条項（49条）が記載されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和23年4月6日に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であることから、申立人が脱退手当金を受給したとすることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年8月30日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給額の根拠となった当時の厚生年金保険法の該当条項（49条）が記載されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和22年9月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後の被保険者計90人のうち、脱退手当金受給資格者44人について調査したところ、支給記録がある被保険者は32人であることが確認でき、このうちの24人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 20 日から 35 年 4 月 11 日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 6 月 20 日に支給決定されているとともに、申立期間の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、平成 3 年 8 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A事業所（現在は、B事業所）からC事業所に派遣され、臨時職員としてD部門に勤務していた。

勤務していた当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する「職員個人別履歴台帳」及びC事業所が保管する発令文書「短期赴任職員の任用について」から、申立人は、申立期間において、「臨時職員」としてC事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、「残存する書類が無いため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」旨回答しており、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として、一人の職員の氏名を挙げているところ、C事業所が保管する人事記録から、当該職員は、申立期間を含む昭和 52 年 9 月 30 日から 53 年 3 月 31 日までの期間、申立人と同様に「臨時職員」として同事業所のD部門に勤務していたことが確認できるが、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

さらに、C事業所が保管する人事記録から、申立人と同時期にA事業所からC事業所に派遣され、6か月間勤務したことが確認できる職員（いずれも「職員」として勤務）が二人確認できるところ、オンライン記録において、いずれ

の職員についても、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できないことから、同事業所は、申立期間当時、A事業所から派遣された職員を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 5 日から 36 年 11 月 23 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和37年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「退職者に対して脱退手当金について説明し、会社が代理請求を行っていた。」と証言している上、同社の承継事業所であるB社を退職し、脱退手当金を受給したとする元従業員は、「会社から脱退手当金の手続きを行ってもらい受給した。」と証言していることから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月30日から33年1月17日まで
② 昭和34年6月11日から同年11月18日まで
③ 昭和35年5月1日から38年3月31日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、改めて年金事務所で記録を確認したところ、申立期間①に加え、申立期間②及び③についても脱退手当金支給済期間となっていることが判明した。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたということは考え難い。

また、申立期間①について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後各50番以内の女性被保険者のうち、脱退手当金受給資格者53人について調査したところ、支給記録のある被保険者は36人であることが確認できる。

さらに、A社本社は、「退職者に対して脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答しており、申立人の脱退手当金の代理請求について、「当時の退職者に係る脱退手当金の手続状況を記録した厚生年金保険給付関係記録簿には、申立人の退職時には脱退手当金の請求書類が

提出されなかったが、その後、昭和 33 年 10 月又は 12 月に提出されたと思われる記載がある。」と回答しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われたと考えられる。

加えて、申立期間②及び③について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の C 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、C 事業所を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、昭和 48 年 7 月 16 日まで国民年金の加入手続きを行っていない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。